

大阪市特別会計条例の一部を改正する条例案

大阪市特別会計条例（昭和39年大阪市条例第78号）の一部を次のように改正する。

第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を削り、第5号を第3号とし、第6号から第17号までを2号ずつ繰り上げる。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正前の大阪市特別会計条例（以下「改正前の条例」という。）第2号に規定する大阪州市街地再開発事業会計及び改正前の条例第4号に規定する大阪市土地先行取得事業会計の平成27年度予算に係る歳入及び歳出については、なお従前の例による。
- 3 改正前の条例第2号に規定する大阪州市街地再開発事業会計の平成27年度の歳出予算の経費の金額のうち地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項又は第220条第3項ただし書の規定による繰越しを必要とするものは、一般会計に繰り越して使用することができる。
- 4 この条例の施行の際、改正前の条例第2号に規定する大阪州市街地再開発事業会計に所属する権利義務は、一般会計に帰属するものとする。
- 5 前項の規定により一般会計に帰属する権利義務に係る収入及び支出は、一般会計の歳入及び歳出とする。

平成28年 3 月 1 日提出

大阪市長 吉 村 洋 文

説 明

市街地再開発事業会計及び土地先行取得事業会計を廃止するため、条例の一部を改正する必要があるため、この案を提出する次第である。

(参 照)

{ 傍線は削除
太字は改正

大阪市特別会計条例（抄）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第209条第2項の規定により、次の各号に掲げる特別会計を設置し、その目的は、当該各号に定めるところによる。

(1) 省 略

(2) 大阪市市街地再開発事業会計 市街地再開発事業

(3) 省 略

(2)

(4) 大阪市土地先行取得事業会計 土地先行取得事業

(5) - (17) 省 略

(3) (15)